

## 公布された規則のあらまし

### ◇静岡県立自然公園条例施行規則及び静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由

自然公園法施行規則等の改正の趣旨を踏まえ、必要な改正を行いました。

#### 2 内容

##### (1) 静岡県立自然公園条例施行規則の一部改正

ア 公園計画又は公園事業の変更の提案に係る添付書類について定めました。(第1条の2、第1条の3関係)

イ 利用拠点整備改善計画の認定の申請書等について定めました。(第10条～第12条の3関係)

ウ 特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為について定めました。(第14条の2関係)

エ 特別地域内等において知事の許可等を不要とする行為を改めました。(第15条、第15条の3、第18条関係)

オ 野生動物の生態に影響を及ぼす行為について定めました。(第18条の4関係)

カ 自然体験活動促進計画の認定の申請書等について定めました。(第18条の10～第18条の14関係)

キ 公園管理団体となることができる法人に会社及び森林組合を追加するとともに、公園管理団体の指定基準を追加しました。(第18条の18、第18条の19関係)

##### (2) 静岡県立自然公園の特別地域内における行為の許可基準を定める規則の一部改正

ア 屋外運動施設及び風力発電施設の新築、改築又は増築に関する許可基準を追加しました。(第10条、第10条の2関係)

イ 仮設工作物の新築、改築又は増築に関する許可基準を追加しました。(第11条関係)

ウ 広告物等の設置又は表示に関する許可基準を改めました。(第18条関係)

エ 車馬の使用に関する許可基準を追加しました。(第24条の2関係)

##### (3) その他必要な改正を行いました。

#### 3 施行期日

この規則は、令和4年8月1日から施行することとしました。